



区のおしらせ

令和6年(2024年)

11/15

No.1947

毎月1日・15日
25日(地域版) 発行

せたがや

SETAGAYA

区民利用施設の使用料等の 見直しを進めています

施設使用料等の改定案について、ご意見をお寄せください。

問 政策企画課 ☎5432-2192 FAX 5432-3047



総合運動場 陸上競技場



世田谷区民会館 ホール



代田区民センター 多目的室



総合運動場 温水プール



世田谷美術館



花見堂地区会館 第1会議室

見直しの考え方

区民利用施設の光熱水費をはじめとする管理運営経費は、利用する方にご負担いただく使用料等と区が負担する税金で賄われています。

前回(平成30年10月)の使用料等の改定時と比較すると、物価高騰などの昨今の社会情勢を背景として施設の管理運営経費の規模が増大しています。

こうした状況を踏まえ、引き続き区民サービスを維持するため、施設の使用料等の見直しを行う必要があります。

施設経費の内訳イメージ

経費全体	
【利用者負担対象経費】管理運営経費 (人件費、光熱水費、委託料、負担金など)	【利用者負担対象外経費】建設・賃借料 (土地建物賃借料、減価償却費など)
利用者の負担 (使用料等)	区の負担 (税金)

主な区民利用施設の状況(平成30年度と令和5年度の比較)

	管理運営経費
区民会館 ※世田谷区民会館・玉川区民会館を除く (改築工事の期間中のため)	平成30年度 約2億4千万円 令和5年度 約3億3千万円 管理運営経費=37.4%増
区民集会施設等	平成30年度 約17億4千万円 令和5年度 約23億9千万円 管理運営経費=37.2%増
公園・スポーツ施設	平成30年度 約16億9千万円 令和5年度 約19億2千万円 管理運営経費=13.5%増

8面へつづく

主な内容 5年度 区の決算状況をお知らせします…2面 | 世田谷区にも、ふるさと納税…7面 | 新たな世田谷区名誉区民を紹介します…8面



世田谷区長
のぶと
保坂展人

区民利用施設の使用料等の見直しを進めています

人が集まり、語り合い、音楽やスポーツを楽しむことができる区民利用施設は、コミュニティ活動の重要な場として使っていただいています。

施設の機能維持と運営のための管理運営経費の一部を、利用者の方から使用料等としてご負担いただいています。

今回7年ぶりに使用料等の見直しを図ることになります。背景として管理運営経費が増大しています。こうした状況を踏まえて、使用料等の見直しを進めています。

今回の見直しでは、中学生までだった子ども料金も「18歳以下」に変更したほか、高齢者、障害者等の負担する使用料等に配慮しました。また、地域に密着した区民利用の会議室等についても急激な改定とならないよう調整を加えました。皆さんのご意見をお寄せください。

さて、ふるさと納税による住民税流出額は、年間111億円へと増大しています。住民税は「地域の会費」と呼ばれ、住民の福祉、衛生、教育、区道の維持管理などに使われています。ふるさと納税をされる方はぜひ、返礼品はありませんが「世田谷区」にも寄附のご検討をお願いします。